

警察法施行令及び警察庁組織令の一部を改正する政令 参照条文

○ 警察法の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十三号）による改正後の警察法（昭和二十九年法律第六十二号）（抄）

（長官官房の所掌事務）

第二十一条 長官官房においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 長官の官印及び庁印の管守に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 所管行政に関する企画、立案及び総合調整に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 五 第五条第一項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 六 所管行政に関する政策の評価に関すること。
- 七 法令案の審査に関すること。
- 八 所管行政に係る統計に関する事務の総括に関すること。
- 九 広報に関すること。
- 十 情報の公開に関すること。
- 十一 個人情報保護に関すること。
- 十二 留置施設に関すること。
- 十三 警察職員の人事及び定員に関すること。
- 十四 監察に関すること。
- 十五 予算、決算及び会計に関すること。
- 十六 国有財産及び物品の管理及び処分に関すること。
- 十七 会計の監査に関すること。

- 十八 警察教養に関すること。
- 十九 警察職員の福利厚生に関すること。
- 二十 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。
- 二十一 犯罪被害者等基本計画の作成及び推進に関すること。
- 二十二 犯罪被害者等給付金に関すること。
- 二十三 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に規定する給付金に関すること。
- 二十四 国外犯罪被害者等慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害者等慰金等に関すること。
- 二十五 警察装備に関すること。
- 二十六 所管行政に係る国際協力に関する事務の総括に関すること。
- 二十七 前各号に掲げるもののほか、他の局又は機関の所掌に属しない事務に関すること。

(生活安全局の所掌事務)

- 第二十二条 生活安全局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穩に関すること。
 - 二 地域警察その他の警らに関すること。
 - 三 犯罪の予防に関すること。
 - 四 保安警察に関すること。

(警備局の所掌事務)

- 第二十四条 警備局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 警備警察に関すること。
 - 二 警衛に関すること。
 - 三 警護に関すること。
 - 四 警備実施に関すること。

五 第七十一条の緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。

2 外事情報部においては、前項第一号に掲げる事務のうち外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人に係るものをつかさどる。

3 警備運用部においては、第一項第二号から第五号までに掲げる事務をつかさどる。

(情報通信局の所掌事務)

第二十五条 情報通信局においては、警察庁の所掌事務に関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一 警察通信に関すること。

二 所管行政に関する情報の管理に関する企画及び技術的研究並びに電子計算組織の運用に関すること。

三 犯罪の取締りのための情報技術の解析に関すること。

四 所管行政の事務能率の増進に関すること。

(課の設置等)

第二十六条 警察庁の課(室その他課に準ずるものを含む。)の設置及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

2 (略)

3 警察庁の長官官房、局又は部に、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くとき、又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くとときは、これらの設置、職務及び定数は、政令で定める。

(管区警察局の設置)

第三十条 警察庁に、その所掌事務のうち、第五条第四項第二号、第四号から第十五号まで、第十七号から第二十号まで及び第二十三号から第二十六号までに掲げるものに係るものを分掌させるため、地方機関として、管区警察局を置く。

2 管区警察局の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
東 北 管 区 警 察 局	仙 台 市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関 東 管 区 警 察 局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県 静岡県

九州	管区警察局長等	福岡市	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
中国	管区警察局長等	広島市	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県
近畿	管区警察局長等	大阪市	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	
中部	管区警察局長等	名古屋市	富山県	石川県	福井県	岐阜県	愛知県	三重県	

(管区警察局長等)

第三十一条 (略)

2 (略)

3 管区警察局の内部組織は、政令で定める。

(警察支局)

第三十一条の二 管区警察局の所掌事務を分掌させるため、所要の地に、地方機関として、警察支局を置くことができる。

2 警察支局に、支局長を置く。

3 警察支局の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

4 警察支局の内部組織は、内閣府令で定める。

(職員)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 長官は警察官とし、警察庁の次長、官房長、局長（情報通信局長を除く。）及び部長、管区警察局長その他政令で定める職は警察官をもつて、皇宮警察本部長は皇宮護衛官をもつて充てる。